

平成14年6月19日

食品の表示制度に関する懇談会
座長 本間清一 殿

日本チェーンストア協会
常務理事 小笠原 荘一

食品表示制度に関する意見について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当業界に対しまして格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、第1回の懇談会におきまして、食品表示制度に関する意見につきまして、提出のご依頼がありましたので、下記のとおり提出させていただきますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）は、法律の目的が異なっていることは周知の事実であり、時代の要請に応えるためそれぞれ改正が進められてきたと理解しています。

しかし現在の表示制度につきましては、両法を遵守することは当然のことですが、その際に、本懇談会の開催に当たっての趣旨にあるように、店頭において生活者の皆様から表示内容が分かりにくい、読み取れない等の声をいただきます。

そこで、本懇談会において、生活者の皆様がどのような情報をどの程度求められているのか、改めて検討する必要があると考えます。

2. 1. の議論を行なう際に、例えば、品質保持期限と賞味期限それぞれ表示が可能となっておりますが、どのような違いがあるのか等の疑問が生じていることから、用語の統一について検討いただければと存じます。

3．また、食品衛生法とJAS法の定義の違いから表示項目が異なる場合があるので、統一していただきたい。

例えば、バルク輸入食品の小分け包装は、JAS法では商品の実質的な変更をもたらす行為が行われたことにならず、加工に該当しないとして、輸入者の表示が必要となるが、食品衛生法では、小分け包装が加工の最終工程の位置付けから、加工に該当するとして、加工者名を表示することとされています。

4．表示の徹底、理解を促進する観点から、できる限り法改正を行なう時期、施行日を同時にしていただきたい。

5．生活者の皆様に理解して頂きやすい表示のあり方を検討し実施を推進する観点からすれば、今後、国の定めた表示事項に地方条例により、所謂上乗せ的な表示事項が盛り込まれることのないようにしていただきたい。このことが担保されなければ、結果として、生活者に理解して頂きやすい表示の根本が崩れることとなります。

以上